

介護保険請求事務の留意点について

令和8年3月

奈良県国民健康保険団体連合会

電算介護課 介護保険係

【内容】

1. ケアプランデータ連携システムについて
2. 「介護情報基盤のポータルサイト」について
3. 令和8年度の電子証明書等の発行について
4. 請求明細書の「保留期間」の変更について
5. その他
 - (1) 介護サービス苦情・相談を受けて
 - (2) 返戻に関する参考資料について
 - (3) 介護給付費等請求の締切日について
 - (4) 帳票の再発行について
 - (5) F A Xの送付先について

【別冊】 令和7年12月版 介護給付費請求の手引き（審査支払結果帳票の解説）

1. ケアプランデータ連携システムについて

介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護現場の負担軽減や職場環境の改善は重要であり、厚生労働省において様々な取組が行われてきています。

その取組の一環として、厚生労働省にて、令和元年度に調査研究事業を実施し、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で毎月やり取りされるケアプランのうち、サービス提供票(予定・実績)をデータ連携するための標準仕様を作成し、公開されています。標準仕様を活用してデータ連携をすることで、介護事業所の文書作成に要する負担が大幅に軽減されることが期待されています。

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報(予定・実績)をデータ連携するシステム(以降「ケアプランデータ連携システム」)が令和5年4月より稼働しています。

通常、別途ライセンス料が必要となりますが、令和7年6月1日からライセンス料を1年間無料とするキャンペーン「フリーパスキャンペーン」が実施されています。

通常年間21,000円かかるライセンス料金を、1年間無料でお使いいただけるキャンペーンです。

「導入コストが気になる」「周りの事業所を誘いたいけどきっかけがない」等で導入を迷っている事業所が気軽に始められるキャンペーンとなっています。

キャンペーン申請期間は令和8年5月31日までとなっております。

最新情報については、ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト(<https://www.careplan-renkei-support.jp/>)もしくは国民健康保険中央会ホームページ(<https://www.kokuho.or.jp/>)をご確認ください。



キャンペーン申請期間

2025年6月1日～2026年5月31日

無料でご利用いただける期間は、申請いただいた日から1年間です

サポートサイト



<https://www.careplan-renkei-support.jp>

ケアプラン ヘルプデスク

検索

お問い合わせ

 0120-584-708

受付時間 9:00～17:00

(土日祝日・年末年始(12/29～1/3)は除く)

[問い合わせフォーム](#)からも受け付けています



図1 ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト

2. 「介護情報基盤のポータルサイト」について

(1) 「介護情報基盤のポータルサイト」を活用しましょう

これまで分散していた介護に関する情報をサービス間で共有出来るようにするため、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」）により介護情報基盤のポータルサイト（以下「介護情報基盤ポータル」）が公開されています。

「介護情報基盤ポータル」では、大きく以下の4つの機能が提供されています。

① 情報を知る

介護情報基盤や関連サービスの最新情報、各市町村の対応状況などを閲覧できます。

② マイページを利用する

アカウント作成後ユーザ情報や各種申請情報を確認できます。

③ 助成金を申請する

助成金等の申請を行うことができます。

④ お問い合わせをする

チャット、問い合わせフォーム、電話でのご案内を通じて不明点を解消できます。

なお、令和7年12月現在、「カードリーダーの購入経費」及び「介護情報基盤との接続サポート等経費」（図2-2）についての助成受付が行われています。（助成内容、申請方法等については「介護情報基盤ポータル」でご確認ください。）

介護情報 基盤

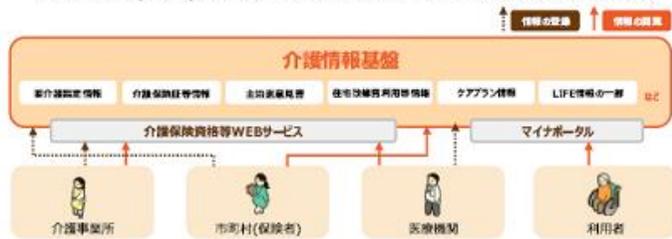
やさしいデジタル、
介護を支える、
ひとつにつなげる。



介護情報基盤とは

これまで分散していた介護に関する情報やサービス内容をひとつに集約し、サービス間で共有できます。事業所・市町村(保険者)・医療機関・利用者といった、介護に関わる方々の連携を強める仕組みです。

↑ 情報の収集 ↑ 情報の提供



導入により期待できるメリット

事務作業の効率化



紙での手間や負担のかかる作業が減り、より素早く容易に仕事をします。

情報をひとつに集約



介護保険資格・主治医意見書・ケアプランなどの情報を集約し、サービス間で共有できます。

手続きをリアルタイムで



申請・提出・受理などの作業を、郵送や電話を介さず、オンラインですぐに完了できます。

介護情報基盤ポータルでできること

介護に関するデジタル化に向け、情報を集約し、スムーズに手続きが行えるサイト「介護情報基盤ポータル」を公開しました。オンラインで、素早く、助成金をはじめとした各種申請や関連情報の確認、問い合わせができます。



介護情報基盤ポータル **検索**



情報を知る



介護情報基盤や関連サービスの最新情報、各市町村の対応状況などを閲覧できます。

マイページを利用する



アカウント作成後ユーザー情報や各種申請情報を確認できます。

助成金を申請する



助成金等の申請を行うことができます。

お問い合わせをする

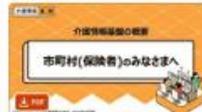


チャット、問い合わせフォーム、電話のご案内を通じて不明点を解消できます。

介護事業所・市町村(保険者)・医療機関のみならずそれぞれに概要資料を公開中



介護事業所のみならずへ



市町村(保険者)のみならずへ



医療機関のみならずへ

それぞれの方々の業務がどう変わるのか、利用に向けてどういった準備があるのかなどを詳しく解説しております。

公益社団法人
国民健康保険中央会

National Association of National Health Insurance Organizations

厚生労働省
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

図 2-1 「介護情報基盤のポータルサイト」について

介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

（注）消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

1. 助成対象経費

①カードリーダーの購入経費

②介護情報基盤との接続サポート等経費（※）

※ 介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）

2. 助成限度額等

1. 対象（介護サービス種別）	2. カードリーダーの助成限度台数	3. 助成限度額（①②を合算した限度額）
訪問・通所・短期滞在系	3台まで	助成限度額は6.4万円まで
居住・入所系	2台まで	助成限度額は5.5万円まで
その他	1台まで	助成限度額は4.2万円まで

※ ①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

医療機関（主治医意見書作成医療機関）向け支援

1. 助成対象経費

主治医意見書の電子的送信機能の追加経費（※）

※ 保険医療機関において、主治医意見書をオンライン資格確認等システムに接続する回線及び介護情報基盤経由で電子的に送信するために必要となる電子カルテや文書作成ソフト等の改修に係る経費。

2. 助成限度額等

1. 対象	2. 補助率	3. 助成限度額
200床以上の病院	1 / 2	助成限度額は55万円まで
199床以下の病院または診療所	3 / 4	助成限度額は39.8万円まで

申請・補助方法

国民健康保険中央会のポータルサイト経由で申請受付し、国民健康保険中央会経由での補助を実施します。

申請期間：令和7年10月17日(金)～令和8年3月13日(金)予定

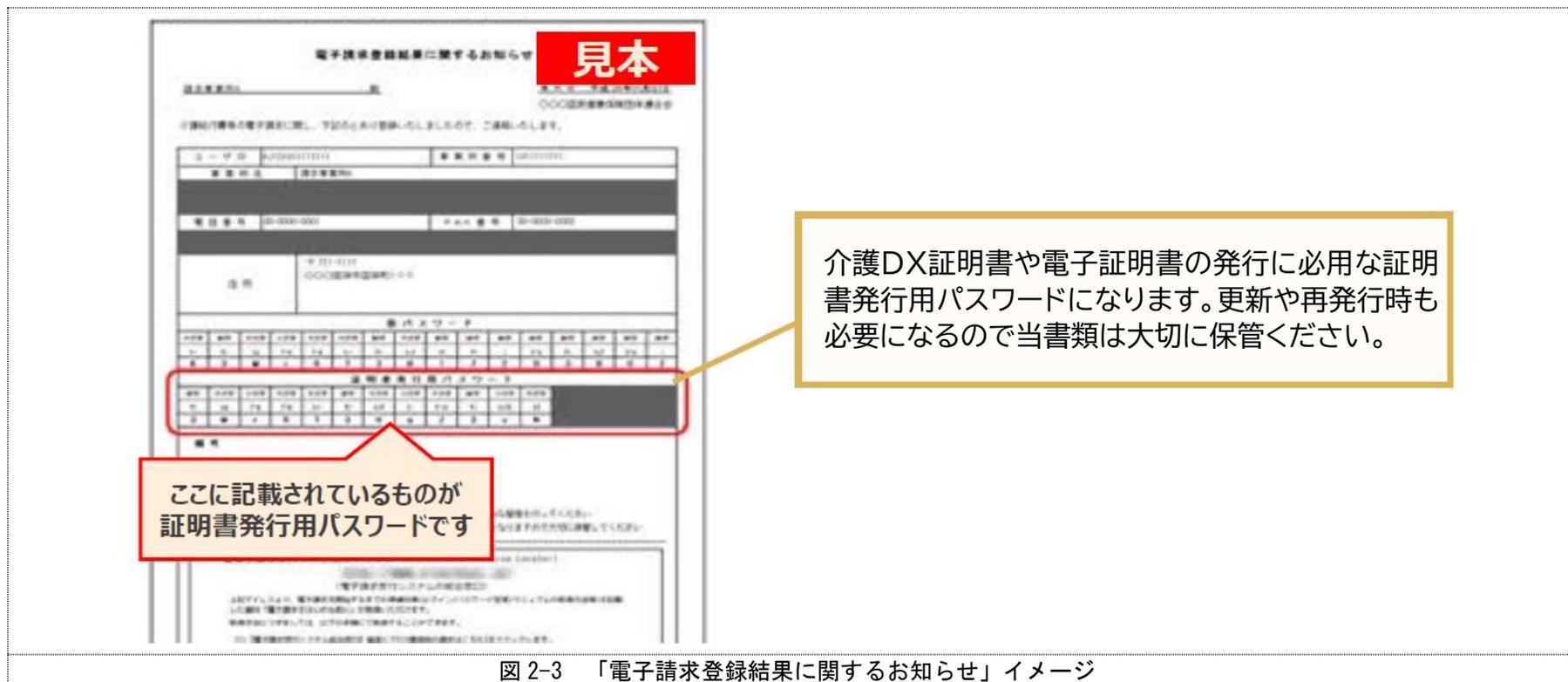
「介護保険最新情報 Vol.1428」より

図 2-2 介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）

(2) 媒体請求されている事業所の「介護情報基盤ポータル」ログインについて

「介護情報基盤ポータル」にログインするには、電子請求受付システムにログインするためID（KJから始まる14桁の英数字）・パスワード及び証明書発行用パスワードが必要となります。令和8年2月審査時点で媒体請求されている事業所に対し、令和8年2月中旬（支払い決定通知送付時に同封の予定）に「電子請求登録結果に関するお知らせ」（図2-3）を送付させていただきます。ただし、みなし指定の医療機関については送付いたしませんので、送付を希望されるみなし指定の医療機関については、奈良県国保連合会 電算介護課介護保険係（TEL：0744-29-8319）までご連絡ください。

なお、セットアップ方法については「介護情報基盤ポータル」（<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>）にアップロードされています「別紙セットアップ手順」を参照していただきますようお願いいたします。



3. 令和8年度の電子証明書等の発行について

(1) 介護保険証明書発行手数料の改定

現行、介護保険証明書発行手数料については13,200円となっていますが令和8年4月1日発行申請分から7,800円に価格改定されます。なお、介護保険証明書の発行申請時の各画面に下図のようにメッセージが表示されます。(令和8年1月1日～令和8年3月31日まで)

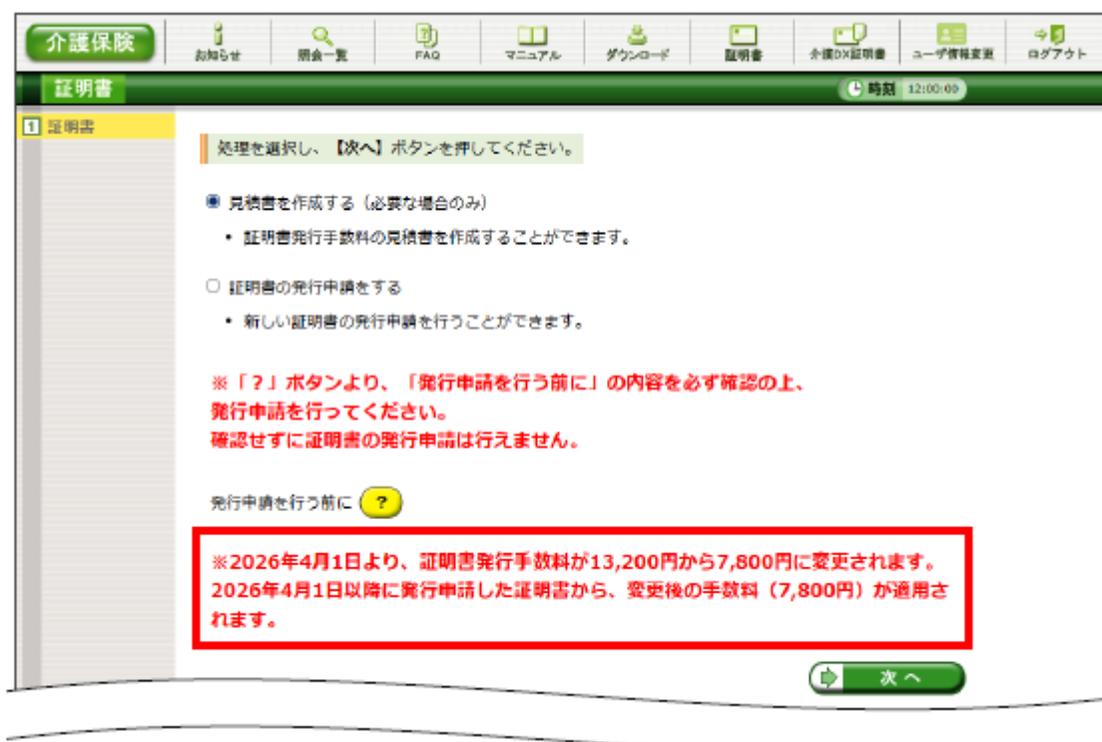


図 3-1 【証明書】画面及び【送信確認（証明書）】画面イメージ

(2) ID・パスワードの再発行について

電子請求受付システムのID・パスワードを紛失した場合、これまでは、国保連合会に再発行の依頼をしていただいていた。

令和8年1月以降から、セキュリティ用メールアドレスを登録済みの事業所が、ユーザID、パスワード、またはセキュリティコードを紛失した際に、事業所自身でログイン情報の確認及び再設定を行うことができる機能を追加されます。(図3-2)

セキュリティ用メールアドレスが不明、または未登録の事業所が、ユーザID、パスワード、またはセキュリティコードを紛失した際、画面より申請する機能が追加される予定です。(図3-3)

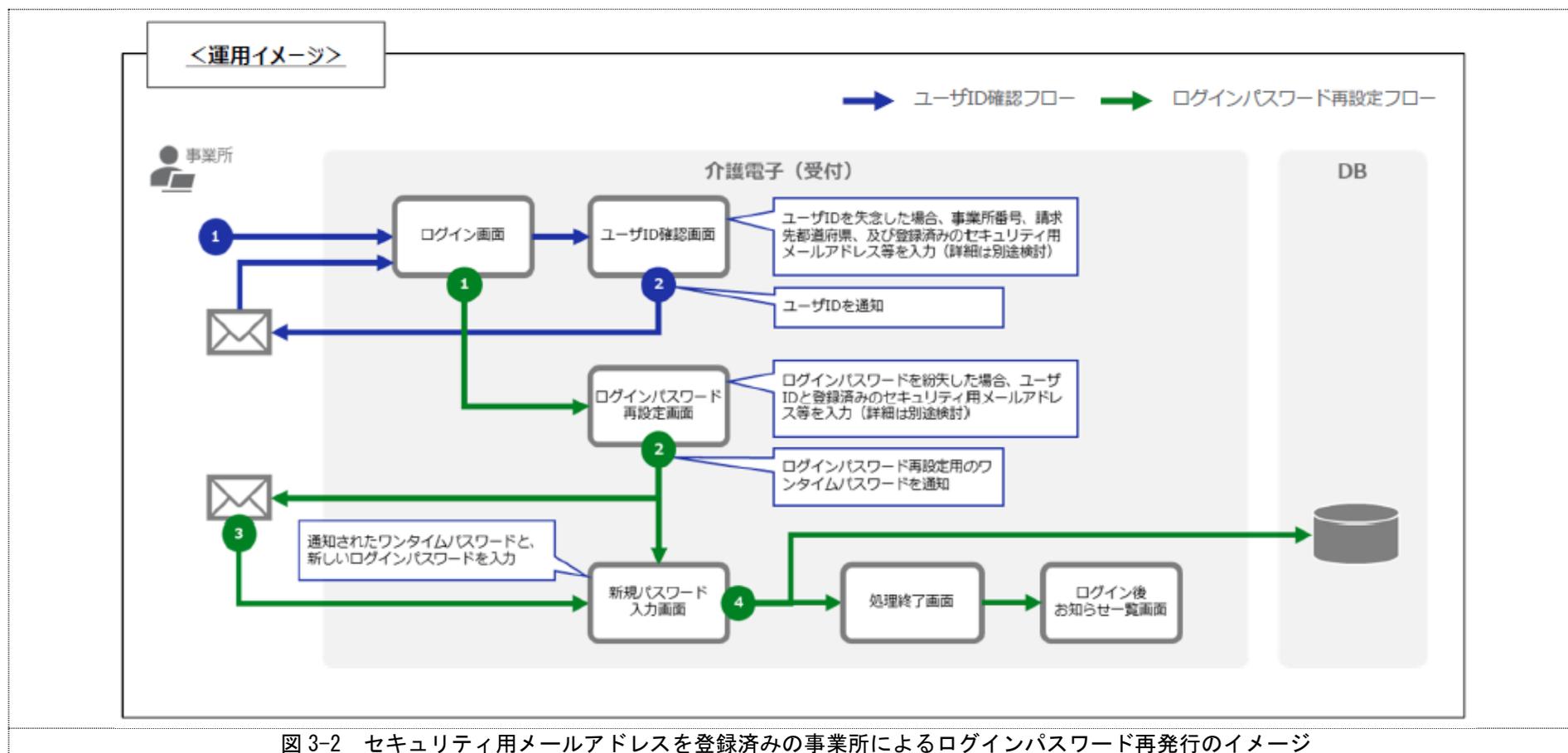


図3-2 セキュリティ用メールアドレスを登録済みの事業所によるログインパスワード再発行のイメージ

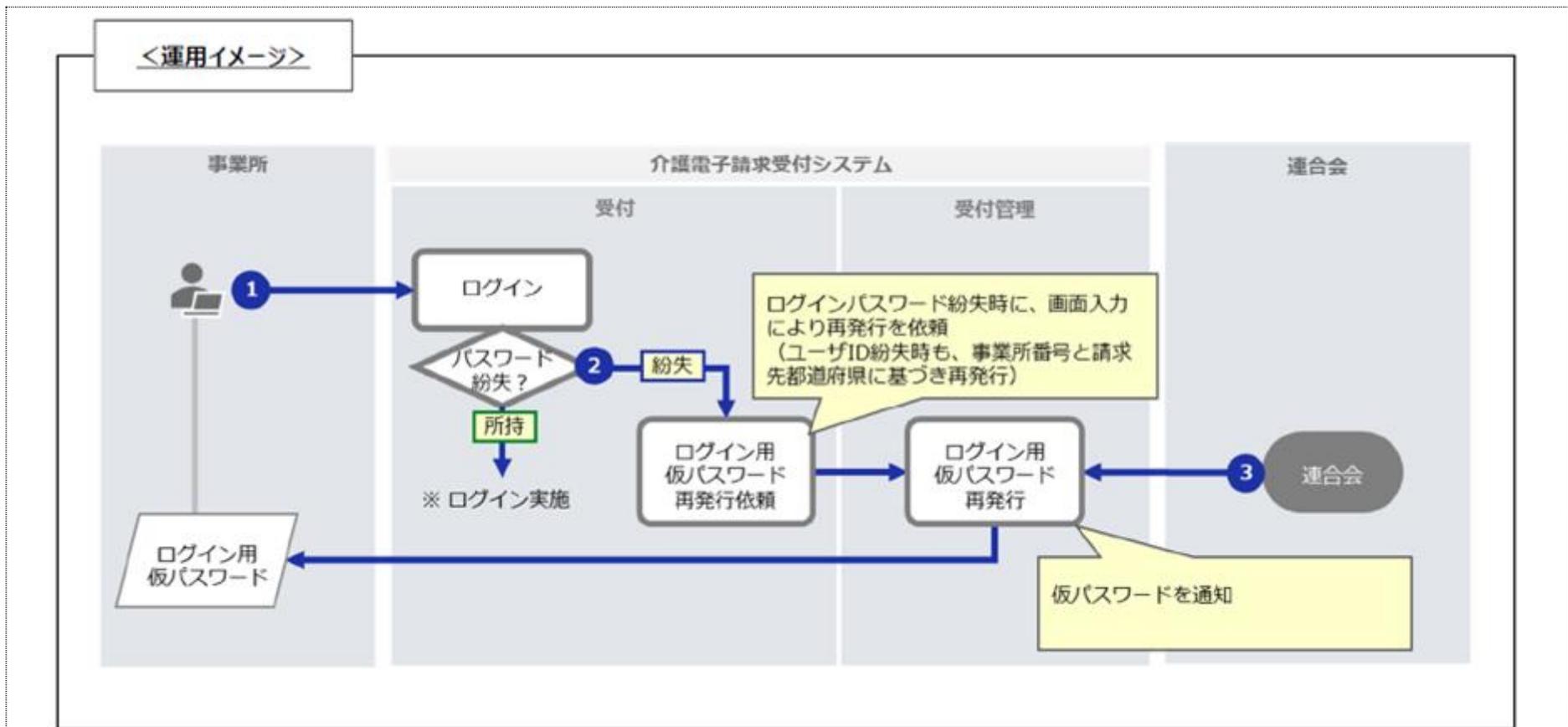


図 3-3 セキュリティ用メールアドレスが不明または未登録事業所によるログインパスワード再発行のイメージ

4. 請求明細書の「保留期間」の変更について

請求明細書に誤りはないが給付管理票の提出が無い場合、請求明細書は「保留」となります。現在は保留期間が3か月間となっておりますが、令和8年4月審査より保留期間が1か月に変更となり、2か月目も給付管理票が未提出の場合は返戻となります。

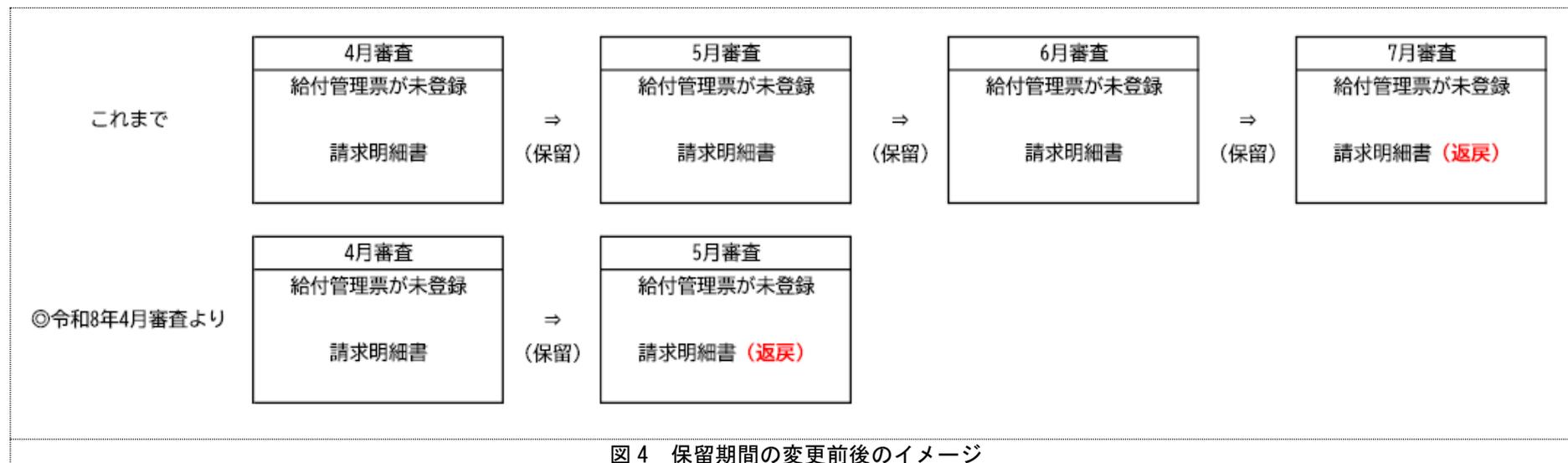


図4 保留期間の変更前後のイメージ

5. その他

(1) 介護サービス苦情・相談を受けて

国保連合会は、介護保険法第 176 条のもとで介護保険制度における苦情処理機関として明確に位置づけられています。

市町村で取り扱うことが困難な場合等の苦情(介護保険法上の指定サービスに限る)について、介護サービスの質の向上に関する調査、指定事業所に対する指導・助言をおこなっております。

本会における近年の案件で主な内容は以下のとおりで、大半はコミュニケーション(連携)不足によるものとなっており、ご利用者や家族との連携を大切にしていいただければと思います。

居宅サービス

- ・ケアマネジャーからケアプランの説明をしてもらっていない。
- ・ヘルパーが勝手に郵便物を開けて見る。
- ・通所サービスや短期入所サービス利用中に怪我をしたのに、詳しい状況を教えてくれない。最初に受けた内容から話が二転三転して説明が曖昧である。
- ・連絡帳に記載した問合せや依頼等への返答がない。

施設サービス

- ・面会で施設に行った際、職員が挨拶をしてくれない。職員が忙しそうにしている声かけしづらく、利用者の様子を聞きにくい。
- ・受付に伝えていたことが介護士や看護師に伝わっていない。伝達が上手くされていないと感じる。
- ・持参した私物が紛失しており、探してほしいとお願いしてもその後の返事がない。
- ・衣類を持参しているのに季節外れの服装をさせられている。
- ・歯ブラシ等の口腔ケア用品が不衛生な状態で放置されている。衛生的に管理してほしい。

(2) 返戻に関する参考資料について

表 5-1 は令和 7 年 7 月審査から 11 月審査において返戻した理由の割合が多いものを表しております。「ANN4」「12PA」「ASS0」については制度改正に関係なく返戻となる割合の多くを占めています。「12PA」は区分変更の結果が出ていない(まだ、連携されていない)場合のエラーとなります。

また、「ASS0」については給付割合が異なる場合や、計算誤り時に出るエラーとなります。両エラーとも資格の確認を毎月行うことで一定防ぐことができるエラーとなりますので資格確認については毎月行っていただきますようお願いします。

エラー内容については別冊「介護給付費請求の手引き（審査支払結果帳票の解説）」をご確認いただきますようお願いします。

表 5-1 審査月別エラー件数 TOP5

令和07年07月審査	令和07年08月審査	令和07年09月審査	令和07年10月審査	令和07年11月審査
コード (割合)				
ANN4 (16.6%)	12PA (16.7%)	ASS0 (16.7%)	12PA (16.3%)	12PA (17.7%)
12PA (14.8%)	ANN4 (9.1%)	12SA (16.2%)	ASS0 (10.0%)	ANN4 (10.0%)
12QT (6.1%)	ASS0 (7.4%)	ASSA (15.8%)	ASSA (9.6%)	12QT (8.0%)
12P0 (5.5%)	12QT (6.7%)	102Q (8.9%)	ANN4 (8.9%)	ASS0 (7.5%)
ASS0 (4.6%)	ASSA (6.7%)	12PA (8.2%)	12SA (8.8%)	ASSA (7.2%)

(3) 介護給付費等請求の締切日について

介護給付費及び総合事業費の請求は、「各月分について翌月 10 日までに行わなければならない」と請求省令で規定されております。毎月の請求締め切り日を過ぎてしまうと、当該月は請求データを受け付けることができない場合や受付されていても翌月の受付分として処理される場合がありますので、請求もれや期間外請求がないよう十分ご注意ください。システムトラブル等で伝送ができない場合は受付期間内（1～10 日）にご連絡いただきますようお願いいたします。

(4) 帳票の再発行について

国保連合会から送付しております各種帳票について、紛失等により再発行の依頼を頂く事がありますが、各種帳票の再発行については依頼文書・返信用封筒（切手）をご送付いただくことにより対応しておりますのでご理解のほどよろしく申し上げます。なお、本会からの郵送先については事業所指定時届出住所のみとなります。

(5) F A X の送付先について

国保連合会 介護保険担当課宛 F A X を送信する場合は、番号（0744-21-6822）にお願いします。

※本会代表番号（0744-29-8322）に送信された場合、介護保険担当課に受信文書が届くまで時間を要するため、手続きが遅れる可能性があります。